

新潟市

南区農業委員会

だより

第36号

令和元年10月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785・372-6791
FAX (025) 373-2285
<http://www.city.niigata.lg.jp/>(新潟市)

主な内容

- P 2 利用権の更新手続きをお忘れなく！
- P 3 「農地の転用」には農地法による許可が必要です！
- P 4 農業者年金のよくある質問Q & A



黄金色の粒が美しい稲穂たち。この日は、南区の上道潟地区で始まっていた稲刈りにお邪魔しました。おいしいお米を今年もありがとうございます。 撮影日：9月1日



利用権の更新手続きをお忘れなく！

農業経営基盤強化促進法による利用権設定をされた農地のうち、令和2年3月末で契約が終了する皆さん（出し手・受け手の両者）に、更新のご案内をお送りしています。

この法律により結ばれた賃貸借権は契約期間が過ぎると権利が消滅します。引き続き貸し借りする場合は、更新の手続きをお忘れなく行ってください。

お手続きは、令和2年1月24日（金）までをお願いします。

月	申出契約締切日	定例総会日	公告日
10月	10月25日（金）	11月29日（金）	12月13日（金）
11月	11月22日（金）	12月26日（木）	1月20日（月）
12月	12月23日（月）	1月31日（金）	2月17日（月）
1月	1月24日（金）	2月28日（金）	3月13日（金）



農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

- ★毎週金曜日発行（月4回）
- ★月額700円
- ★年額8,400円
- ★3ヶ月間の試読（無料）もできます。

申し込み先

農業委員・農地利用最適化推進委員
または南区農業委員会事務局へ
☎ 025-372-6785

なくそう！遊休農地

農業委員会では遊休農地解消に向けて、毎年2回農地パトロールを実施しています。

前期パトロールは7・8月に実施しました。後期パトロールは10月31日（木）に実施します。

遊休農地は周辺農地に病虫害など悪影響を及ぼすため、農地の所有者は草刈りはもとより、病虫害の駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

「農地の転用」には 農地法による許可が必要です！

○農地転用とは？

- ・住宅や工場を建てる
- ・駐車場にする
- ・資材置き場や建設残土置き場にする



など、農地を農地以外の用途にすることです。

許可を受けずに農地を転用する「無断転用」が後を絶ちません。農業者も、開発に携わる人も、農地転用許可制度を正しく理解し、法令順守をお願いします。

○農地転用許可制度の目的

農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りながら、農地の荒廃・乱開発を防止し、優良農地を確保して、農業生産力の維持と農業経営の安定を図るための制度です。

無断転用した場合は、農地法の違反となります。

①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における 現状回復命令違反	

農地を相続した場合、農地を取得した人は農業委員会に届出が必要です。届出の際には相続した農地が分かる資料をお持ちください。また、農地を売買したい、貸し借りをしたいときも、まず農業委員会にご相談ください。

農地法関係の申請・届出締切日

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
10月	10日(木)	4日(金)	11月	11日(月)	5日(火)
		15日(火)			13日(水)
		23日(水)			21日(木)
12月	6日(金)	5日(木)	1月	10日(金)	7日(火)
		13日(金)			16日(木)
		23日(月)			24日(金)

農業者年金に加入して安心の将来を！

農業者年金は、農家のための年金です。

Q 農業者年金のよくある質問 A



&

Q 加入する場合、どこに申し込めばいいですか？

A 加入の申込みは、お住まいのJAの農業者年金の担当窓口で受け付けています。申込み用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

Q 保険料の支払い方法は？

A 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。
保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合の申込みは11月15日までに、12月23日に口座振替されます。

Q 保険料の額を変更するには？

A 保険料の額を変更したいときは、JAの窓口で変更手続きをすれば、2万円から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

A 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q 死亡一時金がありますか？

A 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。
※死亡一時金は、加入期間等により払った額を下回ることがあります。

Q 年金資産の運用はどうしているのですか？

A 農業者年金基金による年金資産の運用は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。また、65歳の年金裁定時に、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回る場合には、危険準備金からマイナス分が補填される仕組みがあります。

Q 加入後に会社勤めとなり、厚生年金に加入した場合はどうなりますか？

A 農業者年金に加入された後、厚生年金に加入するなど、以下のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者資格は喪失します。

- ①死亡したとき
- ②国民年金の資格を喪失したとき
- ③国民年金の第2号被保険者となったとき
- ④国民年金の第3号被保険者となったとき
- ⑤国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき
- ⑥60歳に達したとき
- ⑦農業に従事する者でなくなったとき

なお、資格喪失後もそれまで積み立てた保険料は農業者年金基金が運用し続け、将来、年金としてお支払いします。

農業に従事されている方は広く加入できます。

詳しくは…

<https://www.nounen.go.jp>